

もっとやさしい 開発経済学

連載 第14回

環境——開発との両立をめざして

小島道一

二〇〇〇年に国連総会で採択されたミレニアム開発宣言は、貧困の撲滅、教育の普及などととも、環境保護を大きな柱としています。同宣言の内容をより具体的に示しているミレニアム開発目標においては、地球温暖化や森林破壊、安全な水の供給などの目標が「開発」の主要な課題の一つとして掲げられています。

ミレニアム開発目標に代表されるように、現在では、「開発」と「環境」を両立させることの重要性が認識されていますが、一九七二年にストックホルムで開催された国連人間環境会議では、開発途上国から環境より開発が重要であるとの指摘が相次ぎました。本稿では、一九七〇年前後から約四〇年で途上国の「開発と環境」をめぐる議論がどのように変化してきたのか、そして現在の課題は何かを考えてみたいと思います。

●一九七二年の国連人間環境会議

国連人間環境会議では、世界環境の日（六月五日）の制定を行うとともに、国連人間環境宣言が採択されました。同宣言は、人

間環境の保全と向上に関する共通の見解と原則を示しています。内容の多くは、途上国、先進国に関わりなく該当しますが、以下の箇所は、途上国を対象にしています。

「開発途上国では、環境問題の大部分が低開発から生じている。何百万人の人々が十分な食物、衣服、住居、教育、健康衛生を奪われた状態で、人間らしい生活を維持する最低水準をはるかに下回る生活を続けている。それゆえ、開発途上国は、自国の優先順位及び環境の保護と改善の必要性を念頭に置いて、その努力を開発に向けなければならない。」

このような見解が宣言に盛り込まれたのは、多くの途上国が会議で開発の重要性を指摘したからです。会議の概要をまとめた文章には、途上国の代表が貧困、低識字率などの問題を指摘し、途上国の優先順位は開発にあるとの発言があったとしています。当時は、環境保護が開発の課題の一部と見なされてはいなかったことがわかります。

●『我ら共有の未来』

「開発」と「環境」を一体的に捉え、そ

の見方を国際的に共有させるきっかけとなったのが、国連が設置した「環境と開発に関する世界委員会」の活動です。同委員会では、二人の有識者が世界各地でヒアリングを行い、『我ら共有の未来』(Our Common Future)という報告書を一九八七年にまとめました。

この報告書では、「開発危機」、「環境危機」、「エネルギー危機」を別々の問題ではなく、関連しあった一つの問題として捉え、その解決の道筋として「持続可能な発展」(Sustainable Development) という考え方が示されました。持続可能な発展とは、「将来世代が自らの欲求を充足する能力を損なうことなく、今日の世代の欲求を満たすこと」と定義されています。途上国が直面している貧困の解決とともに、将来世代のために環境を保全し、資源を持続的に利用する必要性を指摘したといえます。

国連総会で採択されたこの報告書が、一九九二年の国連環境開発会議（地球サミット）の開催を促し、さらには冒頭で述べたように、環境がミレニアム開発目標の柱の一つとして示されることに寄与しました。

ターゲット	指標
ターゲット9 持続可能な開発の原則を国会政策及びプログラムに反映させ、環境資源の損失を減少させる	25. 森林面積の割合 26. 地表面積に対する、生物多様性の維持のための保護区域の面積の割合 27. GDP1,000ドル当たりのエネルギー消費量 28. 一人当たりの二酸化炭素排出量及びオゾン層を減少させるフロンの消費量 29. 固体燃料を使用する人口の割合
ターゲット10 2015年までに、安全な飲料水および衛生施設を継続的に利用できない人々の割合を半減する	30. 浄化された水源を継続して利用できる人口の割合（都市部および農村部） 31. 適切な衛生施設を利用できる人口の割合
ターゲット11 2020年までに、少なくとも1億人のスラム居住者の生活を大幅に改善する	32. 土地および住居への安定したアクセスを有する世帯の割合

● 現世代内の公平性と将来世代

さて、開発の文脈において環境が重要な側面と認識されるようにはなつたものの、途上国での貧困問題と、将来世代のための環境保護を両立させることは、依然として難しい課題です。特に地球温暖化やオゾン層の破壊など、地球規模の課題への対応については、途上国と先進国の立場が対立してきました。先進国には、途上国も責任をもつて対策をとるべきとの声がある一方、途上国は、これまでの環境破壊の責任は先進国にあるとし、途上国が先進国と同様の対策を義務付けられることに抵抗しています。

このような立場の違いから、環境問題の解決に向けて各国は共通して取り組むべきである一方、対応の程度に関しては各国の実情を一定程度配慮する「共通だが差異のある責任の原則」という考え方が確立されています。例えば一九九二年の地球サミットで採択された「環境と開発に関するリオ宣言」では、原則七で以下のように述べています。

「各国は、地球の生態系の健全性及び完全性を、保全、保護及び修復するグローバル・パートナーシップの精神に則り、協力しなければならない。地球環境の悪化への異なった寄与という観点から、各国は共通のしかし差異のある責任を有する。先進諸国は、彼等の社会が地球環境へかけている

圧力及び彼等の支配している技術及び財源の観点から、持続可能な開発の国際的な追及において有している義務を認識する。」
(傍点は筆者による)

この原則の趣旨は、リオ宣言が採択される前から、いくつかの国際環境条約で取り入れられており、その後の地球温暖化問題をめぐる交渉にも大きな影響を与えています。たとえば、フロンなどのオゾン層破壊物質の生産、消費を削減するため一九八七年に合意されたモントリオール議定書では、途上国が規制措置の実施を一〇年間遅らせることができるとの規定が盛り込まれました。また一九九七年の京都議定書では、温室効果ガスの削減義務が先進国のみ課せられることとなりました。さらに京都議定書では、先進国の温室効果ガスの削減義務を、途上国での温室効果ガス削減プロジェクトの実施で充当するクリーン開発メカニズムが採用され、このメカニズムに基づく省エネルギー、メタンガス回収による発電などのプロジェクトが実現しています。

● 途上国での環境問題への取り組み

地球環境問題をめぐってはしばしば、先進国と途上国の見解の対立が見られるものの、途上国においても、公害問題や森林破壊などの環境問題への対応が、一九七〇年代から徐々に進んでいます。一九七二年の国連人間環境会議は、途上国が環境問題へ

の認識を深め、取り組みを始めるきっかけとなりました。会議への対応のために、途上国政府内に担当部署が設置され、自国の環境の状況をまとめた報告書が作成されました。その後、環境担当部署が発展し、環境省などの省庁へと昇格したり、さまざまな環境関連の法令の整備が行われたりしてきています。また、資源の効率的な利用を図り、生産コストの削減を図るとともに、環境負荷も低減させるクリーナー・プロダクション技術の普及や、漁業権の設定による水産資源の乱獲防止など、環境を保護しながら所得の向上を図る取り組みが、さまざまな形で進められています。

しかしながら、限られた予算や人材、必ずしも環境保護に前向きでない政治的意思などの問題から環境規制の執行が十分でなく、汚染による農業生産の減少、健康被害などが顕在化している地域も少なくありません。より一層、環境対策を強化するとともに、貧困対策と環境対策を両立させるための工夫が必要です。

(こじま みちかず／アジア経済研究所新領域研究センター)

《参考文献》

World Commission on Environment and Development, *Our Common Future* (環境と開発に関する世界委員会『地球の未来を守るために』福武書店、一九八七年)。